

# 関東大震災直後の制定された勅令及び法律に関する実態分析

佐々木 晶二

## 1. はじめに

本年は関東大震災から100周年であり、関係する学会誌などでも特集などが組まれている。しかし、都市工学、建築学の観点からの論考は見受けられるものの、法律の観点からの論考は、管見の限り、極めて乏しい実情にある<sup>1</sup>。

100周年ということに学問的に特段の意味はないものの、関東大震災は、現在までの大規模な自然災害と比較しても、被害総額がGDPの36.7%、国会予算比366.7%と最大規模の災害であり<sup>2</sup>、これに対して、近代法制が整備されていた日本がどのように法制面で対応したかについては、今後の南海トラフ巨大地震など、巨大な地震が想定されている現状を踏まえると、100周年を契機にして丁寧に検証してみることに価値があると考えられる。

なお、勅令、法律についての文献等での紹介は二次的な資料に基づくものが見受けられるが、近年、戦前の官報及び帝国議会議事録が簡便に利用可能となったことから、本稿では、官報等の一次資料を収集しデータ整備を行うとともに、若干の分析を行う。

データ収集の期間としては、関東大震災が発生

した1923年9月1日から翌年の1924年年末の帝国議会（1925年3月31日閉院）で成立した法律（結果として、1925年4月1日官報まで）を対象としている。以下、本稿では「関東大震災関係勅令」「関東大震災法律」と略する。

なお、当該期間中であっても、関東大震災に対応したものでない勅令及び法律<sup>3</sup>については、収集及び分析の対象外としている<sup>4</sup>。

## 2. 関東大震災関係勅令及び法律の全体像

1. で述べた手法により抽出した勅令及び法律は96本である。表1（文末に掲載）で、公布日順（すなわち掲載された官報の日付順）に勅令又は法律の番号と件名の一覧を記載している。

このうち、いわゆる土地及び住宅など空間整備に関係するものとしては、表1において、以下の項目が確認できる。

<sup>3</sup> 対象期間内に制定された勅令及び法律についてはなんらかの影響を関東大震災によって得ていると考えるが、題名及び内容に関東大震災に関係する条項等が存在しない場合には、今回の分析の対象外としている。

<sup>4</sup> 本稿は拙稿「関東大震災後1年間に制定された法律及び勅令」その1：土地総研リサーチ・メモ2023年6月1日、その2：土地総研リサーチ・メモ2023年7月4日、その3：土地総研リサーチ・メモ2023年8月1日を統合し、かつ、加筆修正したものである。主な修正点としては、分析対象期間を1923年9月1日から1年間から、1925年4月1日官報、すなわち、1924年12月開催の帝国議会成立法律までを対象にしたこと等である。

<sup>1</sup> 現時点（2023年8月14日）時点ですべての学会誌などを把握はできていないが、例えば、都市計画学会誌「都市計画」Vol. 72 No. 4 363の関東大震災百年の特集でも法令に関する論考は掲載されていない。

<sup>2</sup> 武村雅之『関東大震災がつくった東京』（中央公論新社、2023）表1-5参照。

- a) 仮設建築物の適用除外など市街地建築物法に関するもの（行 19、行 61、行 86、行 74、グレーのセル）
- b) 復興のための官庁に関するもの（行 23、行 30 から行 33、行 63 から行 67、行 92、行 94、薄い赤色のセル）
- c) 特別都市計画法（土地区画整理事業特例）に関するもの（行 50、行 59、行 70、行 71、行 93、行 95、緑色のセル）
- d) 借地借家に関するもの（行 81、行 82、行 84、行 85、青のセル）

### 3. 関東大震災関係勅令及び法律の性格分析

#### (1) 勅令等の法的性格からの分析

明治憲法下の勅令としては、大災害などに対して、同憲法第 8 条及び財政上の措置を定めた同憲法第 70 条に基づく緊急勅令のほか、緊急勅令又は法律を施行するための勅令（現行憲法下では法律の施行令に該当するもの）、行政組織及びその体制を規定する勅令（いわゆる官制勅令）、それ以外の勅令が存在していた。

この区分のうち、後述の現行法との継承関係を理解する上では、緊急勅令は現行憲法に根拠規定がなく、現行法では法律で定める必要がある。

これに対して、勅令又は法律の施行勅令は、現行法では政令として定めるべき事項であり、法律で定めることが現在求められていない。また、官

制勅令が行政組織又はその定員などを規定するものであり、現行法では、国の行政主体そのものを設置する場合など行政組織の基本的枠組みを定める場合を除き、法律で定めることが必要とされていない。その他勅令は税・予算に関するものであり、現行法では法律で定める必要がある。現行法への承継状況を整理する上では、当時の勅令の位置付けに留意する必要がある。

上記の勅令の分類に加え、法律も加えて整理したものが、図 1 である。なお、勅令等の分析内容は表 2（文末に掲載）の列 C から列 G 参照。

緊急勅令が相当数制定されているが、法律も同等に近い数が 1 年半の間に制定されている。

#### (2) 関東大震災関係勅令及び法律の制定のタイミング

関東大震災が発生した 1923 年 9 月 1 日から勅令、法律が制定され官報によって公布されたタイミングを整理したものが、図 2 である。

関東大震災の発生直後は関係する勅令が多く発出されたものの、1923 年 12 月 11 日に開院した帝国議会では法律を 5 本、翌年の 6 月 28 日に開院した帝国議会では法律を 9 本、1924 年に開院した帝国議会では法律を 2 本、成立させており、法律での対応実績も相当数存在する。

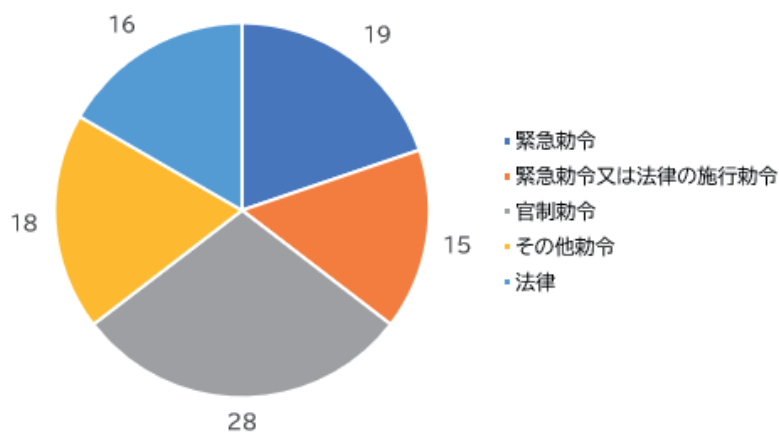


図1 関東大震災後関係勅令及び法律の法的性格

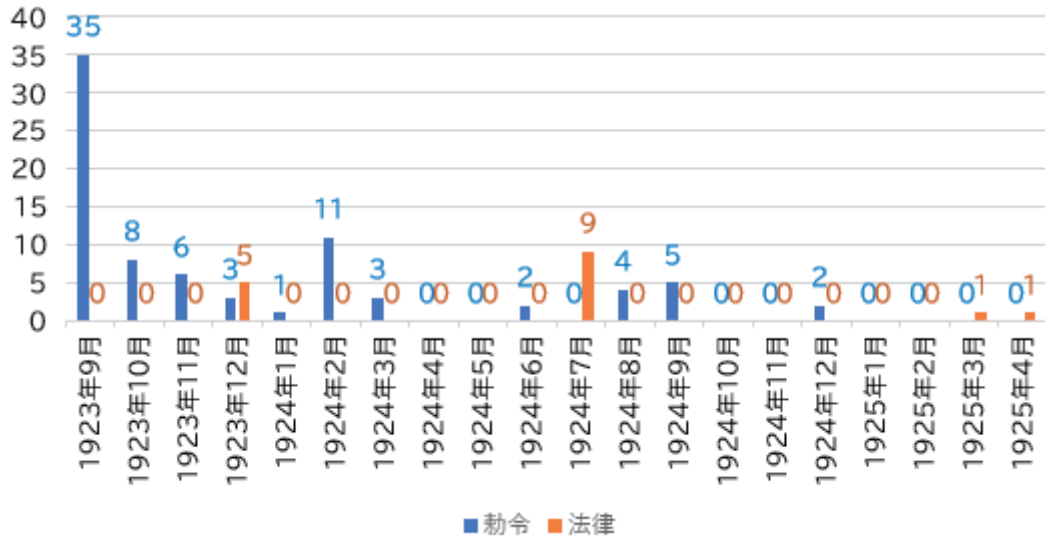


図2 関東大震災関係勅令及び法律の制定のタイミング

表3 関東大震災その他の大震災での復興関係法律公布日比較

	代表的な復興関係法律	地震発生日	法律公布日	所要期間
関東大震災	特別都市計画法	1923年9月1日	1923年12月24日	114日
阪神・淡路大震災	被災市街地復興特別措置法	1995年1月17日	1995年2月26日	56日
東日本大震災	東日本大震災復興特別区域法	2011年3月11日	2011年12月14日	278日

(備考)所要期間は初日不算入で計算。

具体的に法律制定のタイミングを復興関係法制に絞って、阪神・淡路大震災と東日本大震災と比較したものが表3である。交通事情や情報通信機能が乏しい中で、関東大震災の際には、阪神・淡路大震災のときほどではないものの、東日本大震災よりは半分以下の日数で、近代日本で最初の復興関係法制である特別都市計画法を制定している。

#### 4. 関東大震災関係勅令及び法律の継承状況

勅令及び法律について、その目的に区分した上、現行法（東日本大震災に特化した臨時的対応と恒久的対応、さらに恒久的対応のうちでも勅令等の一部対応したものと全部対応したものに区分する）での承継状況を整理したものが、表4（文末に掲載）である。

主な現行法での承継事例としては、以下のものがある。なお全体像は、表4の列E参照。

- a) 物資徴発（表4の行1）：災害救助法第9条に基づく物資の使用・収用
- b) 金銭債務の支払い猶予（表4の行9）：災害対策基本法第109条第1項第2号に基づく緊急政令規定で措置
- c) 選挙期日の変更（表4の行14）：東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律で対応
- d) 行政処分等の期限延長（表4の行17）：特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条において行政処分等の期間延長を措置
- e) 特別都市計画法（表4の行50）：土地区画整理法で対応
- f) 借地借家臨時処理法（表4の行81）：大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法で対応

表5 関東大震災関係勅令及び法律の政策目的別の現行法への継承状況

	A	B	C	D	E
	対応なし	うち官制勅令関係	東日本大震災に特化した法律で一部対応	恒久法で一部対応	恒久法で対応済
1 治安維持	14	5	0	0	0
2 物資調達	2	0	0	7	0
3 金融対応	8	2	0	0	3
4 税特例	2	0	6	5	0
5 救助組織	0	0	0	4	0
6 都市計画・建築・借地借家	11	11	0	7	9
7 その他	11	1	2	4	1

また、その承継状況を法目的とのクロスで整理したものが表5である。特徴としては、以下の点が挙げられる。

- 1) 治安維持のための勅令（オレンジ色のセル、行1列A）は、現行憲法の基本的な人権尊重の基本理念に反することから、現行法には一切承継されていない。
- 2) 物資調達関係は、既に述べたとおり、災害救助法第9条で都道府県知事等の物資等の収用権限は規定されており、実際に使われることは想定しにくいものの恒久法での対応がされている。（黄色のセル、行2列D）
- 3) 税特例については、税金、予算に係るものであることから、東日本大震災に特化した法律で対応しているが、一部（救援物資に関する関税特例）は恒久的な法律で対応している。（グレーのセル、行4列C及び列D）
- 4) 都市計画・建築・借地借家という建物・土地に係る勅令等は、建築基準法第85条の仮設建築物特例、土地区画整理法、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第8条など、恒久的な対応が進んでいる（緑のセル、行6、列E）。なお、都市計画・建築・借地借家関係で現行法で「対応なし」の項目はすべて官制勅令関係であり（青のセル、行6の列Aと列B）、既述のとおり、現行法での対応がそもそも必要のない事項である。

## 5. 関東大震災関係勅令のうち緊急勅令とその議会承認実態

### (1) 緊急勅令を特に分析する意義

明治憲法下での緊急勅令は、明治憲法第8条に基づくものであり、他の勅令や法律の施行のための勅令、官制勅令に比べると、国民の権利制限の程度が大きいものであり、かつ、後述のとおり、議会承認手続きもあることから、帝国議会会議録などから、その実態や課題なども一部確認することができる。この情報は、災害時における包括的な政令委任規定を憲法又は法律に設けるといった立法政策論を評価するにあたって貴重な情報となると考える。また、緊急勅令の承諾の際に政府側が示した運用実態などの情報は、現行法における類似規定が存在する場合には、その規定を運用する際の貴重な情報にもなると考える。

### (2) 緊急勅令の実態と議会手続きの有無

緊急勅令は1923年9月1日の関東大震災の発生後、1924年2月23日の緊急勅令第23号までの19本が制定されている。この全体像は、表6の列Bのとおりである。これに対する帝国議会手続きは表6の列Dのとおりである。また、また、承諾手続きの際の政府答弁の主要なもの及び附帯決議は列Eに、列Fと列Gは参考として現行法での対応規定を示している。

緊急勅令に対する帝国議会の承認手続きの論点

は(3)で述べることとし、ここでは、帝国議会議事録から発掘できた有益と思われる情報を列記する。

- 1) 非常徴発令(表6の行1):大豆、小麦、梅干し、みそ、醤油等を対象、実際には、徴収したのに腐らせた物として、甘藷138袋、馬鈴薯539袋、生野菜2400俵、みそ10樽、醤油8樽、梅干し9樽などがあったこと(表6の行1列E)
- 2) 治安維持のための罰則を強化した件(行3): 検挙したものは10件で、治安妨害4件、犯罪煽動1件、流言浮説5件(表6の行3列E)
- 3) 生活必需品等の輸入税の提言等の件(表6の行8): 内地産業に悪影響があるので、関税を復旧すべきとの附帯欠地(表6の行8列E)
- 4) 臨時物資供給令(表6の行10): 民業圧迫なので不承認

### (3) 緊急勅令のうち帝国議会の承諾手続きとつたものとそれ以外のものの区別

緊急勅令とその後の議会における手続きは明治憲法の以下の規定に基づいていた。

第8条 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ帝国議会議閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ発ス  
 2 此ノ勅令ハ次ノ会期ニ於テ帝国議会議ニ提出スヘシ若シ議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ(下線は筆者が追加)

第2項の「勅令は次の会期において帝国議会議に提出すべし」については、関東大震災時の法制局長官であった松本丞治は、表6の行1と行6の列Eのセルに記載しているとおり、「将来の効果を有するもののみを議会議に提出して承諾手続きを求め、それ以外の緊急勅令は議会議の提出が不要」とし、実際にも、表1の行2及び行16の戒嚴令に関係するものと、既に有効期間が過ぎていた行4の計3つの緊急勅令については、議会議に承認を求めなかった(表6の列Dでは関係する緊急勅令に関して

空欄となっているが、その意味は、政府側が承認を議会議に求めなかったことを意味している)。

これに対しては、主に衆議院において、伊藤博文著『憲法義解』<sup>5</sup>、その他の学説を紹介して強く異論が述べられ、さらに、行16の戒嚴令の適用を廃止する緊急勅令は、議会議招集の直前に制定されたこと、また、戒嚴令の適用を廃止する段階では、明治憲法第8条第1項の「公共の安全を保持しまたはその災厄を避くるため緊急の必要」自体が存在せず、廃止のための緊急勅令は憲法に反するという指摘があった。

なお、美濃部達吉は、「(第8条第2項の)承諾を求むるの目的は二つあり。一はその配布の正当なりしことの追認を求め、もって國務大臣の責任を解除することに在り。一つは将来に向いてその効力を確定し之をして各愛知の法律たる効力を有せしむることに在り。(中略)

緊急勅令の承諾は此の二様の意義を有するものなるを以て、緊急勅令を發したる後、議会議開會前に既に之を廢止し又は他の原因により効力を失いたる場合に於ても、政府の責任解除の目的のためには、尚承諾を要するのは勿論」(一部、筆者において句読点を追加している)と述べており<sup>6</sup>、衆議院での異論と同じ立場である。

以上のとおり、政府は、戒嚴令等の緊急勅令について、憲法の条文の規定及び学説上の異論を顧みずに、議会議手続きを拒んだと評価できる。

この関東大震災時の政府の運用からは、条文上の規定を、必ず国会の手続きが必要となるよう、

<sup>5</sup> 伊藤博文『帝国憲法皇室典範義解』(国家学会蔵版)15頁では「第五 この勅令にして政府若しくは次の会期においてこれを議会議に提出せざるとき、あるいは、議会議その承諾をこぼむの後、政府においてなお、廢止の例を發せざるときは如何。政府は憲法違反の責を負ふべきなり。」と記述されている。(筆者において句読点を追加し、カタカナをひらがなに変更している。)

<sup>6</sup> 美濃部達吉『憲法提要改訂第五版』(底本:有斐閣、底本1932年、復刻版改訂版:呉PASS出版、2019年)384頁参照。

疑義なく定めることが必要であるという教訓が明らかになる。また、関東大震災の経験を将来の世代が活かそうとしても、上記(2)に述べたとおり、議会議決を経た緊急勅令は具体的な実態などが把握できるのに対して、戒厳令等の緊急勅令については、実態や法制上の論点について、後世の我々が理解できないという問題がある。このような後世での検証や改善が困難という点も、立法政策を論じるにあたっては、十分に留意する必要がある。

なお、災害対策基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられた場合に、同法第109条に基づき、国会閉会中等の場合には、生活必需物資の配給又は譲渡等の制限若しくは禁止などの措置を政令で措置することができることとされている。そして内閣は、以下のとおり、国会を召集して国会での承認等の措置を求めることが義務づけており、この条文の規定ぶりは、上記の明治憲法のような議会議決を一定の場合に省略できるという可能性を封じている。

第109条 (第1項から第3項まで略)

4 内閣は、第一項の規定により政令を制定したときは、直ちに、国会の臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求め、かつ、そのとつた措置をなお継続すべき場合には、その政令に代わる法律が制定される措置をとり、その他の場合には、その政令を制定したことについて承認を求めなければならない。(下線は筆者が追加)

#### (4) 物資に関する緊急勅令に対する議会の対応の ずれ

生活必需品などの物資が逼迫した場合の対応としては、表6の行1の物資を国が強制的に徴発する非常徴発令と、行10の国の物資買入の規定に併せて、民間側の物資の円滑な流通を確保するための検査権限などを創設した臨時物資供給令がある。

これについて、議会では、前者の非常徴発令は強制的に物資を徴発するという最も強い権限を政府に付与するものであるにもかかわらず、承認を

する一方で、相対的には強制的な権限が弱い、臨時物資供給令は、行10列Eに記載したとおり、民業の圧迫となり民間を支援した方がいいという理由で不承認をなっている。これを受けて、明治憲法第8条第2項後段の規定に基づき、廃止の緊急勅令を表1の行17のとおり制定している。また、臨時物資供給令の予算管理を行う特別会計を設立する臨時物資供給特別会計令(表1の行11)についても同様に不承認との判断を議会は行い、行18のとおり、廃止のための緊急勅令を制定している。

物資に関する2つの緊急勅令の一方を承諾、もう一方を不承諾とする理由は、帝国議会議事録を確認しても理解が困難であった。当時の議会に基礎を持たない内閣に対するゆさぶりという、政治的な思惑の結果の可能性もある。

以上のような議会における対応のずれの経験を踏まえると、自然災害の際の生活必需品が逼迫した際の法制上の対応については、あらかじめ恒久的な立法措置を講じておくことが、被災者にとって合理的な対応になる可能性が高いと言える。

この観点から、現行法をみると、

- a) 生活物資の強制的な調達については、災害救助法第9条において、生産者に物資の保管を命じ、また、収用できること
- b) 生活物資の円滑な流通のために、災害対策基本法第109条第1項において、不足している物資の譲渡制限等や価格の最高額の決定などができること

などを具体的に規定していることから、自然災害の際の生活必需品等の物資を確保するための強制的な措置を定めた規定の整備は進んでいると評価できる。

なお、非常徴発令第4条では、対価について前3年間の平均価格によることを原則としているが、災害救助法第9条第2項の規定により「通常生ずべき損失を補償しなければならない」とされてお

り、損失補償の判例及び学説上、損失補償は完全な補償を行うことが必要とされていること<sup>7</sup>からみて、過去3年間の平均価格ではなく、時価で補償する必要があると考える。

## 6. まとめ

本稿では、1923年9月1日から1924年12月開院の帝国議会の法律を含む1925年4月1日までの官報を分析し、関東大震災に関する勅令と法律を抽出し、その法的性格、制定のタイミングなどを整理して、法律制定のタイミングからみると東日本大震災よりは相当にスピーディに法律が制定されたことを明らかにした。

また、現行法への承継状況については、治安維持関係の勅令は一切現行法に引き継がれていないが、その他の物資調達、税制特例、救助組織、都市計画・建築・借地借家関係など現行法に承継されていることを示した。

さらに、特に緊急勅令についての帝国議会での承認の有無をめぐる議論やその議論に際し明らかになった緊急勅令の実態などの情報を整理した。

関東大震災当時とは当然法体系も大きく異なるものの、緊急時に必要となる事項が何で、当時に行われたことで現行法で承継されていない事項は何か、また、その理由は何か、という事実を正確に把握することは、今後の災害法制を立案するうえでの参考となる情報と考える。

今回は関東大震災100周年という切れ目の年において、官報及び帝国議会議事録という一次資料を用いて実態把握に努めたものであり、このような正確な実態把握自体は今後も努力を続けていく所存である。

[ささき しょうじ]  
[(一財)土地総合研究所 専務理事]

<sup>7</sup> 行政法のテキスト参照。例えば、中原茂樹『基本行政法 第3版』（日本評論社、2018）621頁参照。

表1 関東大震災関係勅令及び法律一覧

	A	B	C
1	9月2日	緊急勅令(8条)第396号	非常徴発令
2	9月2日	勅令第397号	臨時震災救護事務局官制
3	9月2日	緊急勅令(8条)第398号	一定の地域を限り別に勅令の定むる所により戒厳令中必要の規定を適用するの件
4	9月2日	勅令第399号	勅令第398号の施行に関する件
5	9月3日	勅令第400号	関東戒厳司令部条例
6	9月3日	勅令第401号	大正十二年勅令第399条中改正の件
7	9月4日	勅令第402号	大正十二年勅令第399条中改正の件
8	9月7日	緊急勅令(8条)第403号	治安維持のためにする罰則に関する件
9	9月7日	緊急勅令(8条)第404号	私法上の金銭債務の支払い延期及手形等の権利保存行為の期間延長に関する件
10	9月7日	緊急勅令(8条)第405号	生活必需品に関する暴利取締の件
11	9月7日	勅令第406号	会計規則その他の収入支出に関する命令の特例を設くる件
12	9月12日	勅令第407号	米穀法第2条の規定により輸入税免除の件
13	9月12日	勅令第408号	大正9年勅令第53号生牛肉及び鳥卵の輸入税免除の件中改正の件
14	9月12日	緊急勅令(8条)第409号	東京府神奈川県等に於ける現任用府県会議員任期等に関する件
15	9月12日	緊急勅令(8条)第410号	震災被害者に対する租税の減免等に関する件
16	9月12日	緊急勅令(8条)第411号	生活必需品並土木又は建築の用に供する器具、機械及材料の輸入税の低減又は免除に関する件
17	9月12日	緊急勅令(8条)第412号	震災時の行政庁の権限に関する処分に基づく権利利益の存続期間等に関する件
18	9月12日	勅令第413号	震災の警備の事務に従事せしむるため臨時職員設置の件
19	9月16日	勅令第414号	○東京府及神奈川県の市街地建築物法適用区域内における仮設建築物等に関する件
20	9月16日	勅令第415号	大正12年勅令第412号の施行に関する件
21	9月17日	勅令第416号	臨時震災救護事務局官制中改正の件
22	9月17日	勅令第417号	大正12年勅令第411号生活必需品並土木または建築の用に供する器具、機械及材料の輸入税の提言又は免除に関する件の施行に関する件
23	9月19日	勅令第418号	○帝都復興審議官制
24	9月22日	勅令第419号	労働統計実地調査例中改正の件
25	9月22日	緊急勅令(8条)第420号	臨時物資供給令
26	9月22日	緊急勅令(8条・70条)第421号	臨時物資供給特別会計令
27	9月22日	勅令第422号	震災救護のための恩賜金及寄付金等の取扱に関する件
28	9月27日	緊急勅令(8条)第423号	東京府及神奈川県における衆議院議員選挙人名簿を調製に関する件
29	9月27日	緊急勅令(70条)第424号	日本銀行の手形の割引による損失の補償に関する財政上必要処分の件
30	9月27日	勅令第425号	○帝都復興院官制
31	9月27日	勅令第426号	高等官等俸給令中改正の件(帝都復興院長関係)
32	9月27日	勅令第427号	文官任用令中改正の件(帝都復興院副総裁、帝都復興院理事(計画局長)、土地整理局長、建築局長、土木局長、物資供給局長関係)
33	9月27日	勅令第428号	奏任文官特別任用令中改正の件(帝都復興院事務官関係)
34	9月27日	勅令第429号	大正12年勅令第404号第3条第1項の適用等に関する件
35	9月30日	勅令第433号	大正12年勅令第415号震災被災者に対する租税の減免等に関する件の施行に関する件
36	10月2日	勅令第434号	臨時営繕局官制
37	10月15日	勅令第444号	大正12年勅令第413号震災地警備の事務に従事せしむるため臨時職員設置の件中改正の件
38	10月15日	勅令第445号	庁府県巡査定員に特例を設くるの件
39	10月19日	勅令第447号	郵便貯金郵便為替等の権利の申告に関する件
40	10月24日	勅令第452号	大正12年勅令第399号中改正の件(戒厳令の対象から埼玉県と千葉県を除外)
41	10月25日	勅令第453号	東京府神奈川県及埼玉県所在の監獄に職員増置の件
42	10月27日	勅令第459号	供託物の還付又は取戻を請求する場合に関する特例の件
43	10月31日	緊急勅令(8条)第471号	震災により株主名簿を喪失したる会社の株主總會等に関する件

1923年



44	1923年	11月1日	勅令第473号	震災時の行政庁に対し出願請求その他の手続きをなすべき期限の延期に関する件
45		11月12日	緊急勅令(8条)第475号	法人に対する破産宣告に関する件
46		11月15日	緊急勅令(8条)第478号	大正12年勅令第398号一定の地域に戒厳令中必要の規定を適用するの件廃止の件
47		11月15日	勅令第479号	大正12年勅令第399号大正12年勅令第398号の施行に関する件廃止の件
48		11月15日	勅令第480号	東京警備司令部令
49		11月30日	勅令第491号	臨時震災救護事務局官制中改正の件
50		12月24日	法律第53号	○特別都市計画法
51		12月24日	法律第54号	震災により租税を減免せられたる者の法令上の納税資格要件に関する法律
52		12月24日	法律第55号	復興事業の施行に伴い支払をすべき金額を国債証券とをもって交付する等に関する法律
53		12月24日	法律第56号	震災善後公債法
54		12月24日	法律第56号	東京帝国大学臨時政府支出金繰入に関する法律
55		12月24日	緊急勅令(8条第2項)第509号	臨時物資供給令の効力を将来に失わしむるの件
56		12月24日	緊急勅令(8条第2項)第510号	臨時物資供給特別令の効力を将来に失わしむるの件
57		12月24日	勅令第517号	東京区裁判所に臨時職員増置の件
58	1924年	1月30日	勅令第13号	大正12年勅令第217号大正12年勅令第411号生活必需品並びに土木又は建築の用に供する器具機械及材料の輸入税の低減又は免除に関する件の施行に関する件中改正の件
59		2月2日	勅令第14号	○特別都市計画委員会官制
60		2月13日	勅令第17号	米貨公債及英貨公債の発行に関する件
61		2月18日	勅令第19号	○大正12年勅令第414号東京府及神奈川県各市街地建築物法適用区域内における仮設建築物等に関する件中改正の件(大正13年2月末日を8月末日に延長)
62		2月23日	緊急勅令(8条)第21号	震災被害者の営業税課税標準算定の特例等に関する件
63		2月25日	勅令第24号	○帝都復興審議会官制廃止の件
64		2月25日	勅令第25号	○帝都復興院官制廃止の件
65		2月25日	勅令第26号	○復興局官制
66		2月25日	勅令第27号	高等官官等俸給令中改正の件
67		2月25日	勅令第28号	文官任用令中改正の件
68		2月27日	勅令第30号	大正12年勅令第407号米穀法第2条の規定により米穀の輸入税免除の件中改正の件
69		2月27日	勅令第31号	大正12年勅令第417号大正12年勅令第411号生活必需品並土木建築の用に供する器具機械材料の低減又は免除に関する件の施行に関する件中改正の件
70		3月13日	勅令第48号	○特別都市計画委員会官制中改正の件
71		3月17日	勅令第49号	○特別都市計画法施行令
72		3月29日	勅令第59号	臨時震災救護事務局廃止の件
73		6月2日	勅令第137号	○復興事業の施行に伴い交付すべき国債証券に関する件
74		6月10日	勅令第152号	○市街地建築物法施行令中改正の件
75		7月18日	法律第4号	震災被害地の地租免除等に関する法律
76		7月18日	法律第5号	震災により地租を免除せらるる者の法令の資格要件に関する法律
77		7月18日	法律第7号	非常徴発令廃止に関する法律
78		7月22日	法律第13号	震災善後公債法中改正法
79		7月22日	法律第14号	震災による喪失無記名国債証券に関する法律
80		7月22日	法律第15号	復興貯蓄債券法
81		7月22日	法律第16号	○借地借家臨時処理法
82		7月22日	法律第17号	○借地借家調停法中改正法
83		7月31日	法律第24号	贅沢品等の輸入税に関する法律
84		8月12日	勅令第174号	○借地借家臨時処理法の施行期日及び施行地区に関する件
85		8月12日	勅令第175号	借地借家臨時処理法の規定する鑑定委員の旅費、日当及び止宿料に関する件
86		8月23日	勅令第198号	大正12年勅令第414号第1項の規定による建築着手期限の延期に関する件
87		8月30日	勅令第203号	○府県災害土木費国庫補助規程
88		9月13日	勅令第207号	喪失国債証券交付規則
89		9月13日	勅令第208号	震災による喪失無記名国債証券に関する法律施行期日の件
90		9月13日	勅令第209号	喪失国債証券審査官制
91		9月13日	勅令第210号	喪失国債証券審査会規則
92	9月18日	勅令第212号	復興局官制中改正の件	
93	12月2日	勅令第302号	特別都市計画事業に伴う建物その他の工作物の移転により支払うべき補償金等を前金払いとなすの件	
94	12月20日	勅令第328号	復興局官制中改正の件	
95	1925年	3月28日	法律第4号	特別都市計画区域内における寺院の国有境内地譲与等に関する法律
96		4月1日	法律第41号	大正13年法律第24号中改正法律

表2 関東大震災関係勅令及び法律の法形式及び法目的

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	
		法形式					法目的							
		緊急 勅令	緊急 勅令 又は 法律 の施 行勅 令	官制 勅令	その他 勅令	法律	治安 維持	物資 調達	金融 対応	税特 例	救助 組織	都市 計画・ 建築・ 借地 借家	その他	
1	9月2日	緊急勅令(8条)第396号	○					○						
2	9月2日	勅令第397号			○						○			
3	9月2日	緊急勅令(8条)第398号	○				○							
4	9月2日	勅令第399号		○			○							
5	9月3日	勅令第400号			○		○							
6	9月3日	勅令第401号		○			○							
7	9月4日	勅令第402号		○			○							
8	9月7日	緊急勅令(8条)第403号	○				○							
9	9月7日	緊急勅令(8条)第404号	○						○					
10	9月7日	緊急勅令(8条)第405号	○					○						
11	9月7日	勅令第406号				○			○					
12	9月12日	勅令第407号				○				○				
13	9月12日	勅令第408号				○				○				
14	9月12日	緊急勅令(8条)第409号	○										○	
15	9月12日	緊急勅令(8条)第410号	○							○				
16	9月12日	緊急勅令(8条)第411号	○					○						
17	9月12日	緊急勅令(8条)第412号	○										○	
18	9月12日	勅令第413号			○		○							
19	9月16日	勅令第414号				○						○		
20	9月16日	勅令第415号		○									○	
21	9月17日	勅令第416号			○						○			
22	9月17日	勅令第417号				○				○				
23	9月19日	勅令第418号			○							○		
24	9月22日	勅令第419号				○							○	
25	9月22日	緊急勅令(8条)第420号	○					○						
26	9月22日	緊急勅令(8条・70条)第	○					○						
27	9月22日	勅令第422号				○							○	
28	9月27日	緊急勅令(8条)第423号	○										○	
29	9月27日	緊急勅令(70条)第424号	○						○					
30	9月27日	勅令第425号			○							○		
31	9月27日	勅令第426号			○							○		
32	9月27日	勅令第427号			○							○		
33	9月27日	勅令第428号			○							○		
34	9月27日	勅令第429号		○					○					
35	9月30日	勅令第433号				○				○				
36	10月2日	勅令第434号			○							○		
37	10月15日	勅令第444号				○	○							
38	10月15日	勅令第445号			○		○							
39	10月19日	勅令第447号				○			○					
40	10月24日	勅令第452号		○			○							
41	10月25日	勅令第453号			○		○							
42	10月27日	勅令第459号				○							○	



表4 関東大震災関係勅令及び法律の現行法への承継状況

	A	B	C	D	E	F	G
1	9月2日	緊急勅令(8条)第396号			○		救助法第9条に都道府県知事等による物資の使用、収用規定あり。
2	9月2日	勅令第397号			○		災対法第25条の災害対策本部、第28条の3の緊急災害対策本部の所掌事務の一部
3	9月2日	緊急勅令(8条)第398号	○				
4	9月2日	勅令第399号	○				
5	9月3日	勅令第400号	○				
6	9月3日	勅令第401号	○				
7	9月4日	勅令第402号	○				
8	9月7日	緊急勅令(8条)第403号	○				刑法第106条で懸擾罪の規定あり。ただし、1968年の新宿騒擾事件以降、適用事例なし。警察法第6章で緊急事態の特別措置の規定があるが、内閣総理大臣、警察庁長官の指揮命令権の変更するものであって、国民の権利義務には直接影響しない。
9	9月7日	緊急勅令(8条)第404号				○	災対法第109条第1項第2号で緊急政令対象措置として、金融モラトリアムの規定あり。緊急政令が制定されない場合には、自然災害被災者債務整理ガイドラインで個人被災者は運用上の対応。
10	9月7日	緊急勅令(8条)第405号			○		災対法第109条第1項第1号で緊急政令対象措置として、生活必需品の譲渡制限等と国民生活安定のための価格規制の規定あり。
11	9月7日	勅令第406号	○				
12	9月12日	勅令第407号			○		救援物資に係る関税・消費税の免除特例あり(関税定率法第15条第1項第3号並びに輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律第13条第1項第2号及び第3項第2号)
13	9月12日	勅令第408号			○		救援物資に係る関税・消費税の免除特例あり(関税定率法第15条第1項第3号並びに輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律第13条第1項第2号及び第3項第2号)
14	9月12日	緊急勅令(8条)第409号		○			東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律で対応
15	9月12日	緊急勅令(8条)第410号		○			東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律によって所得税法人税等の特例創設、東日本大震災の際には、地方税附則改正によって住民税、固定資産税等の特例を創設
16	9月12日	緊急勅令(8条)第411号			○		救援物資に係る関税・消費税の免除特例あり(関税定率法第15条第1項第3号並びに輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律第13条第1項第2号及び第3項第2号)
17	9月12日	緊急勅令(8条)第412号			○		特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条において行政処分等の期間延長を措置
18	9月12日	勅令第413号	○				
19	9月16日	勅令第414号				○	建築基準法第85条で措置
20	9月16日	勅令第415号			○		特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条において行政処分等の期間延長を措置
21	9月17日	勅令第416号			○		災対法第25条の災害対策本部、第28条の3の緊急災害対策本部の所掌事務の一部
22	9月17日	勅令第417号			○		救援物資に係る関税・消費税の免除特例あり(関税定率法第15条第1項第3号並びに輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律第13条第1項第2号及び第3項第2号)
23	9月19日	勅令第418号	○				
24	9月22日	勅令第419号	○				
25	9月22日	緊急勅令(8条)第420号			○		災対法第109条第1項第1号で緊急政令対象措置として、生活必需品の譲渡制限等と国民生活安定のための価格規制の規定あり。
26	9月22日	緊急勅令(8条・70条)第421号	○				
27	9月22日	勅令第422号	○				地方公共団体への寄付金は個人(寄付金の税額控除)、法人(損金算入)措置あり。
28	9月27日	緊急勅令(8条)第423号	○				
29	9月27日	緊急勅令(70条)第424号				○	災対法第109条第1項第3号で緊急政令対象措置として、金融モラトリアムの規定あり。緊急政令が制定されない場合には、自然災害被災者債務整理ガイドラインで個人被災者は運用上の対応。
30	9月27日	勅令第425号			○		大規模災害からの復興に関する法律第4条で復興対策本部を規定 東日本大震災の際には、復興庁設置法に基づき復興庁設置
31	9月27日	勅令第426号	○				
32	9月27日	勅令第427号	○				
33	9月27日	勅令第428号	○				
34	9月27日	勅令第429号				○	災対法第109条第1項第3号で緊急政令対象措置として、金融モラトリアムの規定あり。緊急政令が制定されない場合には、自然災害被災者債務整理ガイドラインで個人被災者は運用上の対応。
35	9月30日	勅令第433号		○			東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律によって所得税法人税等の特例を創設、東日本大震災の際には、地方税附則改正によって住民税、固定資産税等の特例を創設
36	10月2日	勅令第434号	○				
37	10月15日	勅令第444号	○				
38	10月15日	勅令第445号	○				
39	10月19日	勅令第447号	○				なし(郵貯、金融機関は自主的に書類簡素化の対応を実施)
40	10月24日	勅令第452号	○				
41	10月25日	勅令第453号	○				
42	10月27日	勅令第459号	○				
43	10月31日	緊急勅令(8条)第471号	○				

44	1923年	11月1日	勅令第473号			○	特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条において行政処分等の期間延長を措置
45		11月12日	緊急勅令(8条)第475号			○	特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第8条の法人の破産手続き開始の特例あり
46		11月15日	緊急勅令(8条)第478号	○			
47		11月15日	勅令第479号	○			
48		11月15日	勅令第480号	○			
49		11月30日	勅令第491号			○	災対法第25条の災害対策本部、第28条の3の緊急災害対策本部の所掌事務の一部
50		12月24日	法律第53号			○	土地区画整理法で対応
51		12月24日	法律第54号			○	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律によって所得税法人税等の特例を創設、東日本大震災の際には、地方税附則改正によって住民税、固定資産税等の特例を創設
52		12月24日	法律第55号	○			
53		12月24日	法律第56号			○	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により復興特別所得税、復興特別法人税、復興債等を規定
54		12月24日	法律第56号	○			
55		12月24日	緊急勅令(8条第2項)第509号			○	災対法第109条第1項第1号で緊急政令対象措置として、生活必需品の譲渡制限等と国民生活安定のための価格規制の規定あり。
56		12月24日	緊急勅令(8条第2項)第510号	○			
57		12月24日	勅令第517号	○			
58	1924年	1月30日	勅令第13号			○	救援物資に係る関税・消費税の免除特例あり(関税定率法第15条第1項第3号並びに輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第13条第1項第2号及び第3項第2号)
59		2月2日	勅令第14号	○			
60		2月13日	勅令第17号	○			
61		2月18日	勅令第19号			○	建築基準法第85条で措置
62		2月23日	緊急勅令(8条)第21号			○	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律によって所得税法人税等の特例を創設、東日本大震災の際には、地方税附則改正によって住民税、固定資産税等大規模災害からの復興に関する法律第4条で復興対策本部を規定
63		2月25日	勅令第24号	○			東日本大震災の際には、復興庁設置法に基づき復興庁設置
64		2月25日	勅令第25号			○	大規模災害からの復興に関する法律第4条で復興対策本部を規定
65		2月25日	勅令第26号			○	東日本大震災の際には、復興庁設置法に基づき復興庁設置
66		2月25日	勅令第27号	○			大規模災害からの復興に関する法律第4条で復興対策本部を規定
67		2月25日	勅令第28号	○			東日本大震災の際には、復興庁設置法に基づき復興庁設置
68		2月27日	勅令第30号			○	救援物資に係る関税・消費税の免除特例あり(関税定率法第15条第1項第3号並びに輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第13条第1項第2号及び第3項第2号)
69		2月27日	勅令第31号			○	救援物資に係る関税・消費税の免除特例あり(関税定率法第15条第1項第3号並びに輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第13条第1項第2号及び第3項第2号)
70		3月13日	勅令第48号	○			
71		3月17日	勅令第49号			○	土地区画整理法及び土地区画整理法施行令で対応
72	3月29日	勅令第59号			○	災対法第25条の災害対策本部、第28条の3の緊急災害対策本部の所掌事務の一部	
73	6月2日	勅令第137号	○				
74	6月10日	勅令第152号			○	建築基準法で対応	
75	7月18日	法律第4号			○	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律によって所得税法人税等の特例を創設、東日本大震災の際には、地方税附則改正によって住民税、固定資産税等の特例を創設	
76	7月18日	法律第5号			○	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律によって所得税法人税等の特例を創設、東日本大震災の際には、地方税附則改正によって住民税、固定資産税等の特例を創設	
77	7月18日	法律第7号			○	救助法第9条に都道府県知事等による物資の使用、取用規定あり。	
78	7月22日	法律第13号	○				
79	7月22日	法律第14号	○			日本銀行に届出し、再交付される運用	
80	7月22日	法律第15号	○				
81	7月22日	法律第16号			○	大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法で対応(従前借家人の優先的な賃借権設定は廃止され、同法第8条で通知のみ)	
82	7月22日	法律第17号			○	民事調停法で対応	
83	7月31日	法律第24号	○				
84	8月12日	勅令第174号			○	大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法で対応(従前借家人の優先的な賃借権設定は廃止され、同法第8条で通知のみ)	
85	8月12日	勅令第175号	○				
86	8月23日	勅令第198号			○	建築基準法第85条で措置	
87	8月30日	勅令第203号			○	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金法、激甚じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律で対応	
88	9月13日	勅令第207号	○			なし(日本銀行に届出し、再交付される運用)	
89	9月13日	勅令第208号	○			なし(日本銀行に届出し、再交付される運用)	
90	9月13日	勅令第209号	○			なし(日本銀行に届出し、再交付される運用)	
91	9月13日	勅令第210号	○			なし(日本銀行に届出し、再交付される運用)	
92	9月18日	勅令第212号			○	大規模災害からの復興に関する法律第4条で復興対策本部を規定	
93	12月2日	勅令第302号			○	東日本大震災の際には、復興庁設置法に基づき復興庁設置 土地収用法第6章 公共用地補償基準 土地区画整理法第78条	
94	12月20日	勅令第328号			○	大規模災害からの復興に関する法律第4条で復興対策本部を規定	
95	1925年	3月28日	法律第4号			○	東日本大震災の際には、復興庁設置法に基づき復興庁設置
96	4月1日	法律第41号	○			○	土地区画整理事業の施行区域への編入は、土地区画整理法で対応

(備考)列Gの空欄は、現行法で対応する法律がなく、かつ、特段の法律以外の運用上の対応も確認できないことを意味する。

表6 緊急勅令の帝国議会承認手続きとその際の議論

	A	B	C	D	E	F	G
1	9月2日	第396号	非常徴発令	大正12年12月14日貴族院本会議・大臣説明・委員会付託 大正12年12月19日貴族院本会議・承諾 大正12年12月21日衆議院本会議・大臣説明・委員会付託 大正12年12月21日衆議院委員会審議 大正12年12月22日衆議院委員会審議・承諾 大正12年12月24日衆議院本会議・承諾	12月14日：政府委員(塚本清治)：徴発見込み価格総額は141万円、大麦、小麦、大豆、梅干し、みそ、醤油等 12月14日：政府委員(松本丞治)：効力を失った勅令について帝国議会の承認をえるべきかについては、議論が分かれている。先例では議院に提出していないので提出しない。 12月21日：政府委員(塚本清治)：徴発して廃敗したものは甘藷138袋、馬鈴薯539袋、生野菜2400俵、みそ10樽、醤油8樽、梅干し9樽、らっきょう15樽、漬物140樽、たくあん4樽、餅476樽、鶏卵1箱、果物628箱、むしろ22束、雑品30こあり	一部あり	救助法第9条に都道府県知事等による物資の使用、収用規定あり。
2	9月2日	第398号	一定の地域を限り別に勅令の定むる所により戒厳令中必要の規定を適用するの件			なし	現行憲法では、明治憲法第8条に相当する規定なし。
3	9月7日	第403号	治安維持のためにする罰則に関する件	大正12年12月14日貴族院本会議大臣説明・委員会付託 大正12年12月15日貴族院委員会・承諾 大正12年12月19日衆議院本会議・大臣説明・委員会付託 大正12年12月20日衆議院委員会審議 大正12年12月21日衆議院委員会審議 大正12年12月22日衆議院委員会審議・承諾 大正12年12月24日衆議院本会議・承諾(反対討論あり)	12月15日：大臣(平沼騏一郎)：検挙したもの10件、治安妨害4件、犯罪煽動1件、流言浮説5件 12月21日：政府委員(林)：安寧秩序という用語は憲法などに用いられていて特別の意味ではない。	なし	刑法第106条で騒擾罪の規定あり。ただし、1968年の新宿騒擾事件以降、適用事例なし。警察法第6章で緊急事態の特別措置の規定があるが、内閣総理大臣、警察庁長官の指揮命令権の変更するものであって、国民の権利義務には直接影響しない。
4	9月7日	第404号	私法上の金銭債務の支払い延期及手形等の権利保存行為の期間延長に関する件			あり	災対法第109条第1項第2号で緊急政令対象措置として、金融モトラムの規定あり。
5	9月7日	第405号	生活必需品に関する暴利取締の件	大正12年12月14日貴族院本会議・大臣説明・委員会付託 大正12年12月19日貴族院本会議・承諾 大正12年12月21日衆議院本会議・大臣説明・委員会付託 大正12年12月21日衆議院委員会審議 大正12年12月21日衆議院委員会審議・承諾 大正12年12月24日衆議院本会議・承諾	12月21日：政府委員(竹内友次郎)：暴利をえる目的とは、非常に高い利益をえるものであって、最終的には裁判官が決定	一部あり	災対法第109条第1項第1号で緊急政令対象措置として、生活必需品の譲渡制限等と国民生活安定のための価格規制の規定あり。
6	9月12日	第409号	東京府神奈川県等に於ける現任用府県会議員任期等に関する件	大正12年12月14日貴族院本会議大臣説明・委員会付託 大正12年12月15日貴族院委員会・承諾 大正12年12月17日貴族院本会議・承諾 大正12年12月19日衆議院本会議・大臣説明・委員会付託 大正12年12月20日衆議院委員会審議 大正12年12月22日衆議院委員会審議・承認 大正12年12月24日衆議院本会議・承諾	12月17日：政府委員(松本丞治)：緊急勅令は15全部あり、そのうち3つは議院に提出していない。憲法義務の著述はその後に説を変えたと考える。 12月19日：政府委員(松本丞治)：戒厳令に関する緊急勅令を廃止する勅令(478号)は速やかに廃止すべきことが公共の安全の補助するという緊急勅令の要件に該当する。	東日本大震災特例あり	東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律で対応
7	9月12日	第410号	震災被害者に対する租税の減免等に関する件	大正12年12月14日衆議院本会議・大臣説明・委員会付託 大正12年12月15日衆議院委員会審議 大正12年12月16日衆議院委員会審議 大正12年12月19日衆議院委員会審議・承諾(衆議院本会議確認できず) 大正12年12月20日貴族院本会議・大臣説明・委員会付託 大正12年12月21日貴族院委員会・承諾 大正12年12月23日貴族院本会議・承諾		一部あり	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律によって所得税法人税等の特例を創設 東日本大震災の際には、地方税附則改正によって住民税、固定資産税等の特例を創設
8	9月12日	第411号	生活必需品並土木又は建築の用に供する器具、機械及材料の輸入税の低減又は免除に関する件	大正12年12月16日衆議院委員会審議 大正12年12月19日衆議院委員会審議・承認(衆議院本会議確認できず) 大正12年12月20日貴族院本会議・大臣説明・委員会付託 大正12年12月21日貴族院委員会・承諾 大正12年12月23日貴族院本会議・承諾	12月21日：希望決議「内地産業の累せらるるものをみとむ。従って政府において速やかにその関税を復旧するの手續きをとることを望む」	一部あり	救援物資に係る関税・消費税の免除特例あり(関税定率法第15条第1項第3号並びに輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第13条第1項第2号及び第3項第2号)

9	9月12日	第412号	震災時の行政庁の権限に関する処分に基づく権利利益の存続期間等に関する件	大正12年12月17日貴族院本会議・政府委員説明・委員会付託 大正12年12月18日貴族院委員会・審議(貴族院委員会承認確認できず) 大正12年12月20日貴族院本会議・承諾 大正12年12月22日衆議院本会議・政府委員説明・委員会付託 大正12年12月23日衆議院委員会・承諾(衆議院本会議確認できず)		あり	特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条において行政処分等の期間延長を措置
10	9月22日	第420号	臨時物資供給令	大正12年12月14日衆議院本会議・大臣説明・委員会付託 大正12年12月15日衆議院委員会・審議 大正12年12月17日衆議院委員会・審議 大正12年12月17日衆議院委員会・不承諾 大正12年12月21日衆議院本会議・不承諾	12月17日:不承諾理由(震災後数十日を経過しており不要) 12月21日:不承諾理由(民業圧迫であって、民間を適当に援助する方が望ましい)	一部あり	災対法第109条第1項第1号で緊急政令対象措置として、生活必需品の譲渡制限等と国民生活安定のための価格規制の規定あり。
11	9月22日	第421号	臨時物資供給特別会計令	大正12年12月14日衆議院本会議・大臣説明・委員会付託 大正12年12月15日衆議院委員会・審議 大正12年12月17日衆議院委員会・審議 大正12年12月17日衆議院委員会・不承諾 大正12年12月21日衆議院本会議・不承諾	12月17日:不承諾理由(臨時物資供給令に連動すべき)	なし	
12	9月27日	第423号	東京府及神奈川県における衆議院議員選挙人名簿を複製に関する件	大正12年12月14日衆議院本会議・大臣説明・委員会付託 大正12年12月16日衆議院委員会・審議 大正12年12月19日衆議院委員会・承諾 大正12年12月19日衆議院本会議・承諾 大正12年12月20日貴族院本会議・大臣説明・委員会付託 大正12年12月23日貴族院本会議・承諾		なし	
13	9月27日	第424号	日本銀行の手形の割引による損失の補償に関する財政上必要処分の件	大正12年12月15日衆議院本会議・大臣説明・委員会付託 大正12年12月16日衆議院委員会・審議 大正12年12月17日衆議院委員会・審議 大正12年12月19日衆議院委員会・承諾 大正12年12月21日衆議院本会議・承諾 大正12年12月21日貴族院本会議・大臣説明・委員会付託 大正12年12月21日貴族院委員会・承諾 大正12年12月23日貴族院本会議・承諾	大正12年12月19日:附帯決議「政府は将来本令の適用につき経済の復興に留意し日本銀行に対する利率、年限その他の命令条項を適宜改訂することを要す」	あり	災対法第109条第1項第2号で緊急政令対象措置として、金融モラトリアムの規定あり。
14	10月31日	第471号	震災により株主名簿を喪失した会社の株主総会等に関する件	大正12年12月14日貴族院本会議大臣説明・委員会付託 大正12年12月17日貴族院本会議・承諾 大正12年12月19日衆議院本会議・大臣説明・委員会付託 大正12年12月20日衆議院委員会・承諾 大正12年12月22日衆議院本会議・承諾		なし	
15	11月12日	第475号	法人に対する破産宣告に関する件	大正12年12月14日貴族院本会議大臣説明・委員会付託 大正12年12月21日貴族院委員会・承諾 大正12年12月17日貴族院本会議・承諾 大正12年12月19日衆議院本会議・大臣説明・委員会付託 大正12年12月20日衆議院委員会・承諾 大正12年12月22日衆議院本会議・承諾	12月21日:政府委員(池田寅二郎):株主名簿を焼いた会社は100程度	あり	特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第8条の法人の破産手続き開始の特例あり。
16	11月15日	第478号	大正12年勅令第398号一定の地域に戒厳令中必要の規定を適用するの件廃止の件			なし	
17	12月24日	第509号	臨時物資供給令の効力を将来に失わしむるの件			一部あり	災対法第109条第1項第1号で緊急政令対象措置として、生活必需品の譲渡制限等と国民生活安定のための価格規制の規定あり。
18	12月24日	第510号	臨時物資供給特別会計令の効力を将来に失わしむるの件			なし	
19	2月23日	第21号	震災被害者の営業税課税標準算定の特例等に関する件	大正13年7月3日衆議院本会議政府委員説明・委員会付託 大正13年7月4日委員会審議(震災被害地の地租免除等に関する法律案と一緒に議論) 大正13年7月8日委員会承諾 大正13年7月9日衆議院本会議承諾 大正13年7月10日大臣説明・委員会付託 大正13年7月11日委員会承諾 大正13年7月13日貴族院本会議承諾		一部あり	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律によって所得税法人税等の特例を創設 東日本大震災の際には、地方税附則改正によって住民税、固定資産税等の特例を創設